

会 議 録

1 附属機関等の会議の名称

令和7年度 第2回丹波篠山市農業振興地域整備促進等協議会

2 開催日時

令和7年12月24日（水）午後1時30分から午後2時45分まで

3 開催場所

丹波篠山市民センター催事場1・2

4 会議に出席した者の氏名

(1) 委 員 酒井正博、栗野勝浩、畑基樹、宇杉敬治、酒井利孝、利根茂樹、石塚正明、小谷茂之、石田浩一、酒井正樹、波多野吉和、大西富美子、明山泰幸、加藤哲夫、栗野祐子、酒井利里

※湊友加委員、清水夏樹委員、廣瀬章江委員は欠席

(2) 執行機関 農都創造部長 岸野良広

農都政策課 課長 竹見政徳、係長 武中和也

5 傍聴人の数

0人

6 議題及び会議の公開・非公開の別

公開

7 非公開の理由

該当なし

8 会議資料の名称

(資料) 除外要件整理票等

9 審議の概要

1. 開会 あいさつ (会長)

2. 協議会の成立確認

3. 協議事項

No.	目 的	申 請 地	地目	面 積
1	食料品店舗の設置及び 駐車場拡張	黒岡字甚左衛門浦ノ坪291番1	田	3,270㎡
2	産婦人科クリニック用 駐車場	大熊字中ノ下ノ坪109番	田	1,404㎡
3	農業体験等屋外交流施 設	後川新田字石木戸ノ坪306番	田	523㎡

(会長)

「農振農用地からの除外案件」について事務局に説明を求める。

(事務局)

農振農用地からの除外案件 No.1 について資料に基づき説明。

(会長)

説明を受けた No. 1 の案件について質疑はないか。

(A 委員)

除外の計画内容について、地域側の意見は確認されているか。

(事務局)

事業者が自治会長や農業・水利組織の代表者に事業計画を説明され、各組織代表の同意書を添付し市へ提出いただいています。

(A 委員)

設置する施設の種類によって除外をする、しないを決めることがあるのか。

(事務局)

農振除外は、計画する施設の種類によって判断されるものではありません。施設等の設置計画ごとに計画の具体性・代替地の確認内容が変わりますので、案件ごとに 6 要件を満たすかどうかを確認して判断します。

(会長)

既存店舗、予定の新店舗の配置計画をわかりやすく説明していただきたい。

(事務局)

既存の店舗建物は残し、既存の敷地北側から計画地にかけて新店舗の建物や駐車場が設置される計画です。既存店舗建物は残し、生活用品の販売をするなど、新店舗と一体的に利用できる複合施設とされる予定です。

(副会長)

計画地は農用地の団地の端で、農業への影響は小さいと考えられる。市民の便利な施設になると考えることから、除外はやむを得ないのではないか。

(副会長)

計画地の西側にある土地の利用を検討してもらいたいが、既存施設と一体利用が難しいという点は理解できる。計画地では、令和 7 年度は黒大豆を作られていた。出来も良く優良農地であるから残念だが、市民生活にも関わることでやむを得ないかと思う。

(会長)

他にご意見はないか。なければ採決を行う。本件除外について承認される方は挙手願う。

(各委員)

全員挙手

(会長)

出席者の採決により、黒岡地内の除外案件は承認した。

(事務局)

農振農用地からの除外案件 No. 2 について資料に基づき説明。

(会長)

説明を受けた No. 2 の案件について質疑はないか。

(B 委員)

今回新たな病院の建設を予定されている土地の北側に、以前運営されていた病院の建物がある。その建物を新たな病院に活用する計画はできないのか。

(事務局)

ご指摘の建物は、別の使用目的で使われるため、病院として使うことはできないと伺っています。

(副会長)

人口減少・少子化の対応には、産婦人科の確保は重要なこと。駐車場がなければ運営もできないためやむを得ないのではないと考える。

(副会長)

農振地保全の点から、本来計画地が続く団地の一番北側の農地で計画していただくことが望ましいと考える。しかし実際に現場を確認したところ、一番北側の土地は、病院までの距離が遠く、妊婦や患者の負担が大きいと感じた。47台の計画駐車台数も多いように感じるが、安定した病院運営や残地の活用が難しいことからやむを得ない。

(会長)

他にご意見はないか。なければ採決を行う。本件除外について承認される方は挙手願う。

(各委員)

全員挙手

(会長)

出席者の採決により、大熊地内の除外案件は承認した。

(事務局)

農振農用地からの除外案件 No. 3 について資料に基づき説明。

(会長)

説明を受けた No. 3 の案件について質疑はないか。

(副会長)

後川地区では、農業・農地を観光資源として活用しながら地域振興を進めている。農振地のなかでもやむを得ない場所は、別の目的で活用しつつ農業に関わる人や都市部人材との交流を進めながら集落維持が必要と考えられる。

(会長)

他にご意見はないか。なければ採決を行う。本件除外について承認される方は挙手願う。

(各委員)

全員挙手

(会長)

出席者の採決により、後川新田地内の除外案件は承認した。

以上で本日の協議案件は全て終了する。

4. 閉会あいさつ (副会長)

協議会で協議した案件の転用の進捗については、定期的に確認し協議会でも共有するようしていく。